

報道各位

新潟市福祉部

## 障害者総合支援法に基づく行政処分について

このことについて、下記のとおり指定の取消処分を行いました。

### 記

#### 1 対象事業者・事業所等

- ・運営法人名 特定非営利活動法人ゆっくりノボロヲ
- ・法人所在地 新潟市中央区女池神明1丁目4番地3
- ・代表者 代表理事 赤松 和宏
- ・事業所名 ノボロヲ
- 事業所所在地 新潟市西区金巻868番地3
- 事業の種類 就労移行支援（令和3年3月1日指定）  
就労継続支援B型（令和3年9月1日指定）

#### 2 処分理由

- ・人員基準違反
- ・運営基準違反
- ・不正請求
- ・不正の手段による指定（就労継続支援B型のみ）
- ・不正又は著しく不当な行為

#### 3 不利益処分の原因となる事実

##### 【人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号該当）】

- ・指定当初から、管理者兼サービス管理責任者が常勤で勤務しておらず、人員基準違反状態のままサービスを提供していた。

##### 【運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号該当）】

- ・指定当初から、管理者兼サービス管理責任者が常勤で勤務しておらず、サービス管理責任者による適切な個別支援計画が作成されていなかった。

##### 【不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号該当）】

- ・指定当初から、管理者兼サービス管理責任者が常勤で勤務していなかったにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を適用せず、不正に訓練等給付費を請求し、受領した。

- ・指定当初から、管理者兼サービス管理責任者が常勤で勤務しておらず、サービス管理責任者による適切な個別支援計画が作成されていなかったにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、不正に訓練等給付費を請求し、受領した。

【不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号該当）】

- ・令和3年9月1日付指定の就労継続支援B型事業所の新規指定申請において、管理者兼サービス管理責任者が常勤として勤務できないことが明らかに認識できる状態であったにもかかわらず、常勤として配置する旨の届出を行い、不正の手段により指定を受けた。

【不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第10号該当）】

- ・常勤で勤務していない管理者兼サービス管理責任者について、市に適宜提出する「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」において、常勤として配置している旨の届出を行うなど、不適切な届出を行っていた。
- ・令和5年2月15日に実施した実地指導において、管理者兼サービス管理責任者が常勤で勤務している旨の資料を提出し説明するなど、虚偽の報告を行い、不正の隠蔽を図った。

4 徴収金（加算金含む）

約921万円

5 指定取消の年月日

令和5年8月1日

6 処分の影響

利用者が継続して必要なサービスを利用できるよう、他の事業所へ引き継ぐよう当該事業者には指導している。事業者側のみで利用調整が困難な場合は区役所、計画相談事業所等と連携し利用調整を進める。

問い合わせ先

（処分内容について）

福祉部障がい福祉課 就労支援係 長谷川 電話025-226-1249

（監査結果について）

福祉部福祉監査課 山之内 電話025-226-1182